

令和8年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時	令和8年8月26日（水） 午後6時30分～7時30分
場 所	石狩市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 諮 問

3 審 議

（1）石狩市国民健康保険税の改定について

4 報 告

（1）令和7年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

（2）令和7年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について

（3）令和8年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要について

5 そ の 他

6 閉 会

出席者（9名）

会 長	築 田 敏 彦	副会長	西 本 真 典
委 員	堀 内 秀 和	委 員	中 野 宏 子
委 員	立 石 圭 太	委 員	高 松 雄一郎
委 員	松 永 雅 和	委 員	木 村 晶 子
委 員	藤 井 裕 康		

事務局（11名）	健康推進部長	佐々木 宏 嘉	国民健康保険課長	中 野 映
	健康推進課長	岩 本 瑞 恵	納税課長	矢 野 淳 司
	健康推進課			
	成人健康支援担当主査	堀 家 曜 子		
	成人健康支援担当保健師	小 山 夏 於	成人健康支援担当保健師	浜上 紗由美
	国民健康保険課			
	賦課・資格担当主査	大 川 ありさ	給付担当主査	中 川 陽 子
	給付担当主任	千 葉 奈緒美	給付担当主事	藤 井 憂 衣

傍聴者 0名

《令和８年度第１回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（１８：３０）

○事務局（中野課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、これより「令和８年度第１回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

はじめに、町口委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日の会議でございますが、委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第５条第２項の規定に基づき、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

以後、着座にて進めさせていただきます。

それでは、事務局から健康推進部長の佐々木より皆さまにご挨拶させていただきます。

○事務局（佐々木部長）

皆さま、こんばんは。

本日はご多忙の中、また夕刻からの開催にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より、本市の国民健康保険事業の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、心より御礼申し上げます。

本日は、市長が公務の都合によりあいにく出席できませんでしたので、代理として私より一言申し上げます。

昨年度は、子ども・子育て支援納付金の新設に伴い、本協議会においてご審議、ご答申をいただき、条例改正を行うことができました。その後、大きな混乱もなく制度をスタートすることができましたことにつきまして、委員の皆さまのご尽力にあらためて感謝を申し上げます。

国民健康保険制度をめぐるのは、国の制度見直しや、北海道における令和１２年度の保険料水準統一に向けた検討が進められてございます。本市の国民健康保険事業は堅調に推移してございますが、今後も国や北海道の動向を踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

この後「国民健康保険税の改定について」ご審議をお願いしております。委員の皆さまには、率直なご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

次に、築田会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

○築田会長

皆さんこんばんは。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、「石狩市国民健康保険税の改定について」の諮問をいただき、事務局からの資料の説明を受けた後、審議を行いたいと思います。また、令和７年度の決算見込みなどの報告事項も予定されておりますので、ちょっと時間がかかると思いますけれども、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

築田会長、ありがとうございました。

それでは、会議次第の２、諮問に移らせていただきます。

本来であれば、諮問書は加藤市長から直接お渡しすべきところではございますが、あいにく公務のため出席できませんので、健康推進部長の佐々木よりお渡しさせていただきます。

○事務局（佐々木部長）

令和8年8月26日、石狩市国民健康保険運営協議会会長 築田敏彦様、「石狩市国民健康保険税の改定」について諮問。

石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、石狩市国民健康保険税条例第2条第2項に規定する基礎課税額の限度額を「66万円」から「67万円」に改める必要があるため諮問いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

次第3の審議を始める前に、本年4月の人事異動により事務局側に変更がありましたので、職員紹介と配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。はじめに、納税課長の矢野淳司でございます。

○事務局（矢野納税課長）

納税課長の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

次に、国民健康保険課主査の大川ありさでございます。

○事務局（大川主査）

国民健康保険課主査の大川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長）

以上となります。

資料につきましては、先週、委員の皆さまにお送りしているところでございますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

資料については、会議次第のほか、資料1「石狩市国民健康保険税の課税限度額改定について」、資料2「令和7年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」、資料3「令和7年度石狩市国民健康保険データヘルス計画実施状況」、資料4「令和8年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」となっております。

お手元になくありませんでしたら、事務局までお申し出いただければ資料をお渡しできますので、よろしくお願いいたします。資料の方はよろしいでしょうか。

それではこれより先の進行について、築田会長にお願いしたいと存じます。

それでは議事進行を築田会長、よろしくお願いいたします。

○築田会長

それでは会議次第のとおり進めていきたいと思いますが、先に会議録署名委員を指名させていただきたいと思います。今回は堀内委員と立石委員のお2人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。「石狩市国民健康保険税の改定について」を議題といたします。なお、議題は石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するもののうち、第2号国民健康保険税に関することとなります。はじめに、事務局から提出されております資料について説明をお願いいたします。

○事務局（大川主査）

国民健康保険課賦課・資格担当の大川と申します。改めてよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、本日諮問させていただきました「国民健康保険税の改定」について、私からご説明いたします。

この度の改定内容は、国民健康保険税の課税限度額の改定となります。

資料1をご覧ください。資料1の1国民健康保険税の課税限度額改定の経過の①の表、石狩市の課税限度額の推移の表をご覧くださいと思います。

本市の課税限度額は、①の表のとおり、段階的に引き上げを行っていきまして、表の課税限度額の合計額で見ますと、令和5年度は102万円、令和6年度は104万円、令和7年度は106万円、令和8年度は112万円となっております。なお、今年度の令和8年度は「子ども・子育て支援納付金」の賦課限度額3万円を含む額で記載しております。

また、地方税法に定められる「法定限度額」は、②の表になります。限度額の合計額で見ますと、令和5年度は104万円、令和6年度は106万円、令和7年度は109万円、令和8年度は113万円となっております。これまで本市の課税限度額の改定につきましては、表の①と②の合計額を見比べていただきますと、法定限度額の改正された翌年度において、法定限度額に合わせた内容で改定しております。

次に、2の課税限度額改定の趣旨についてであります。市町村が行う国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準等について、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、令和8年4月1日に施行されております。

この改正により、「子ども・子育て支援納付金」の賦課限度額の新設がされ、「基礎課税分」の法定限度額が66万円から67万円に引き上げられたところでございます。なお、子ども・子育て支援納付金分については、新設ということで、本年度の4月から課税限度額の設定が必要であったことから、既に設定させていただいております。

本市の課税限度額についても、国における改正の趣旨を踏まえるとともに、国民健康保険運営の健全化を維持することを目的に、これまでと同様に、国の法定限度額に合わせるため、①の表、課税限度額の改定案のとおり、令和9年度の課税分より基礎課税分の限度額を1万円引き上げ、課税限度額を66万円から67万円に改定するものであります。この改定によりまして、課税限度額の合計は、現行の112万円から、改定後は113万円になるものであります。

2ページをご覧ください。

表の②については、石狩振興局管内の他市の改定状況となっております。

管内の他市の状況を見ますと、国民健康保険の料金を「保険料」としている札幌市及び千歳市、そして江別市については、令和8年度から適用しており、本市と同様に恵庭市、北広島市につきましては、令和9年度から改定する予定と聞いております。

次に、3の課税限度額改定による影響についてであります。令和8年7月16日時点での基礎データを使用して推計してみた場合、①の表のとおり、対象世帯6,048世帯のうち、124世帯に影響があるものと想定しております。また、改定により見込まれる課税増加額は、②の表のとおり基礎課税分で約127万円と想定しております。

資料の3ページをご覧ください。

こちらは、参考資料として、ただいま説明いたしました地方税法施行令等の一部を改正する政令の新旧対象条文を抜粋したものとなっております。説明は以上です。

○築田会長

ただいま説明がありましたが、この件に関しまして事前に質疑の照会をいたしましたところ、特に質疑はございませんでした。先ほどの事務局の説明を受けて、何か質疑はございませんでしょうか。質問のあ

る方はお名前を言っていただいて発言をお願いいたします。

○築田会長

ありませんか。ご質問がなければ、課税限度額の是非について審議いたします。

課税限度額の改定は、国民健康保険被保険者間の保険税負担の公平性確保を目的としたものであり、その主旨や本市国民健康保険の財政状況からみて、妥当という判断を過去の協議会においてもしてきたところでございます。委員の中で、何かご意見はありませんか。

○築田会長

意見がないということで、妥当という結論でよろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

それでは、課税限度額の改定については妥当という結論といたします。「石狩市国民健康保険税の課税限度額の改定」の審議については、これで終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

ありがとうございます。それでは諮問に基づきまして、審議いただきました「石狩市国民健康保険税の改正について」につきましては、本委員会として妥当と判断し、事務局の案のとおりといたします。答申書については、私に一任をしていただく形で市長に提出したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

それでは、会議次第の4、報告に入らせていただきます。

報告は3つございますが、1番目の「令和7年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」と2番目の「令和7年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」、3番目の「令和8年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」は関連がありますことから、一括して報告を受けることといたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中川主査）

国民健康保険課給付担当の中川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは私から、令和7年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

本日は事前に資料を配布しておりますことから、主な点についてのみご説明させていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。令和7年度における収支の状況になります。

歳入合計額は、58億8,471万2千円で、6年度と比較しますと9,024万4千円の減となっております。

また、歳出合計額は58億162万3千円で、6年度と比較しますと1億1,949万4千円の減となっております。

ます。

国保の被保険者数は、ここ数年減少し続けており、令和7年度平均9,616人と1万人を割りました。それにより入ってくる国民健康保険税や、国、北海道、市が負担する繰入金、かかる保険給付費や国民健康保険事業費納付金も減少したことから、歳入・歳出ともに減となっているところでございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた収支8,308万9千円が剰余金となっており、令和8年度に繰り越しとなっております。

当初、国民健康保険税や特別交付金、繰入金の減が見込まれたことから、前年度までの実績等を踏まえ、当初予算のとおり基金を繰り入れたところですが、最終的に、減少するであろうと見込んだ額が抑えられたため、剰余金が発生したものと考えているところでございます。

では、2ページをご覧ください。

「歳入の状況」についてであります。国民健康保険税の収納率は堅調に推移しており、収納額については620万4千円の微減となっております。

次に3ページをご覧ください。

道支出金であります。決算見込額は、42億2,735万5千円で、前年度比6,078万3千円の減となっております。科目構成は、普通交付金と特別交付金の2つに分かれており、普通交付金は後ほど歳出の方で説明いたします保険給付費の全額が交付されるものですが、ほぼこの給付費の減が決算見込額の減となっております。

繰入金については6億8,890万9千円で752万6千円の減となっております。7年度も基金の繰り入れを行ったため、その分が増となっておりますが、国民健康保険税に関連する法定内繰入金の減もありまして、繰入金全体としては減となっております。

下段の諸収入金額については、その年度により、第三者納付金や返納金は、案件の大きさにより変動がありまして、令和7年度は延滞金、返納金は減、第三者は増となりトータル微増となっております。

次に歳出の状況についてです。4ページをご覧ください。

総務費についてですが、前年度と大きく乖離している事業費はございませんが、給与改定に伴う職員人件費の増及び会計年度任用職員の減があり、全体として446万3千円の減となっております。

続きまして5ページをご覧ください。

保険給付費の決算見込額は、41億345万円で、前年度比5,172万6千円の減となったところでございます。各給付費により多少の増減はあるものの、全体的には減少傾向にあり、社会保険の適用拡大、石狩市の人口構造からみた後期高齢者医療制度への移行など、保険給付費の減少は続くものと分析しておりますが、被保険者一人当たりの医療費は増加しており、また診療報酬改定や医療保険制度の見直しなど、保険給付費については、今後も動向を注視する必要があると考えております。なお、保険給付費については、全額が普通交付金で収入されるため、会計の収支への直接的な影響はありません。

次に、国民健康保険事業費納付金は、令和5年度に激変緩和措置が終わり、令和5年度から6年度については増額となったものの、令和6年度から令和7年度は減額となり、令和7年度から令和8年度においても減額となったところでございます。幸いなことに激変緩和措置における大きな影響がない状況となっており、金額的には減少傾向で推移しております。

保健事業費につきましては、事業的に大きな変更点はございません。保健事業の内容につきましては、後ほどデータヘルス計画の実施状況のところでご説明いたします。

続きまして7ページ「脳ドック、人間ドック検査」についてですが、脳ドックは定員600人に対し申請者498人、抽選対象者475人全員に受診券を発行しております。人間ドックは定員300人に対し申請者401人、抽選対象者297人、受診券発行者256人となっております。

以上が、7年度の決算についてであります。令和7年度の国民健康保険事業特別会計については、歳入が見込みより堅調に推移したことから、安定的な運営を行うことができたところでございます。

私からは以上です。

○事務局（堀家主査）

健康推進課成人健康支援担当主査の堀家と申します。

私から、令和7年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

資料では、左端の項目、生活習慣病の重症化予防、生活習慣病の発症予防・保健指導、生活習慣病の早期発見、医療費適正化及びこころの健康づくり、となっており、それぞれに保健事業を実施したものです。それでは、表右側の指標及び実績値を中心にご説明させていただきます。

はじめに、1ページ目、生活習慣病の重症化予防における高血圧症重症化予防事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。資料の右端、令和7年度実績の欄をご覧ください。

アウトプット指標は「未治療者の医療機関受診率 毎年度70%以上」、「治療中断者の治療復帰率 毎年度30%以上」、「ハイリスク者への指導実施率 毎年度80%以上」と掲げ、実績として、抽出した対象者全員に受診勧奨通知を行い、訪問等による保健指導を実施しました。令和8年7月末時点の結果では、「未治療者の医療機関受診率」「治療中断者の治療復帰率」「ハイリスク者への指導実施率」において、いずれも目標を達成しております。現在も支援中の方がおり、引き続き継続的な支援が必要と考えております。

アウトカム指標は「特定健診受診者のうちⅢ度高血圧以上の者の割合 毎年度1.1%未満」としており、目標の達成には至っていないものの、令和5年度、令和6年度と比べて徐々に減少傾向を示していることから、ハイリスク者の指導が少しずつ効果が出ている可能性が考えられ、保健指導の継続を実施してまいります。

次に糖尿病性腎症重症化予防事業です。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は「未治療者の医療機関受診率 100%」、「治療中断者の治療復帰率 毎年度30%以上」、「プログラム参加者の生活習慣改善率 毎年度70%以上」、「プログラム終了後のフォローアップ支援の新規参加者数 毎年度2名以上」と掲げ、訪問等による保健指導を実施しました。「未治療者の医療機関受診率」「治療中断者の治療復帰率」では目標を達成していないものの、「プログラム参加者の生活習慣改善率」、「プログラム終了後のフォローアップ支援の新規参加者数」では目標を達成しております。未治療者の医療機関受診率では、年度末の令和8年3月に健診を受診された方で、令和8年8月以降に受診確認を行う対象者に対して、未受診の場合には引き続き保健指導を実施してまいります。未治療者のうち受診行動がつながりにくいのは40代、50代の方ですが、一方で重症化予防の効果が高く、このような中年期世代に向けた受診勧奨や保健指導の強化を図ります。

治療中断者の治療復帰率では令和7年度に抽出された2名は、通知前に国民健康保険から離脱された方などであり、事業の対象者となりませんでした。令和5年度と令和6年度に抽出され令和7年度時点でも医療機関の受診が確認できない3名の支援を実施しました。

アウトカム指標は「特定健診受診者のうちHbA1c8.0%以上の者の割合 毎年度1.0%未満」と掲げており、目標に達しております。また、令和7年度の重症化予防プログラムへの参加者は3名となっており、事情により途中でやめられた者1名を除き、2名共に生活習慣の改善がみられ、目標を達成しております。

次に2ページ目の生活習慣病の発症予防・保健指導、特定保健指導事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は「特定保健指導実施率 毎年度50%以上」と掲げ、アウトカム指標は「特定保健指導後の生活習慣改善率 毎年度20%以上」、「メタボ該当者割合 毎年度22%未満」、「メタボ予備軍該当者割合 毎年度12%未満」としております。「特定保健指導実施率」、「特定保健指導後の生活改善率」、「メタボ該当者割合」「メタボ予備軍該当者割合」で目標に達していません。

要因として特定保健指導実施率では、令和6年度と比べて特に40代と60代男性の対象者数・対象者割合がともに増加しておりましたが、40代男性の保健指導数がほとんど変わらないため、全体の保健指導率の低下という結果になったと考えております。保健指導を受けられなかった理由では「仕事が忙しい」と答えられた方の数が増えており、令和8年度は健診受診と同時に保健指導も行い、40代の稼働世代のニーズに合わせた保健指導を検討してまいります。

生活習慣改善率は、体重を2キロ以上減少させることとなっており、5.7%となっていますが、1キロ以上体重を減らした者を含めると40%となります。高齢期の急激な体重減少にはリスクがあることから、年代により身体機能が異なることを考慮した上で、年齢に応じた生活習慣の改善を図ってまいります。「メタボ該当者割合」「メタボ予備軍該当者割合」とともに増加しており、特定保健指導率と同様に40代や60代男性の対象者数や割合が増加していることが影響していると考えられ、稼働世代の支援の強化を検討してまいります。

次に早期受診促進事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は「受診勧奨判定値該当者の健診後3か月以内の医療機関受診率 毎年度90%以上」で目標達成に至っておりませんが、アウトカム指標の「受診勧奨判定値該当者全体の医療機関受診率 毎年度92%以上」は目標を達成しております。3か月目において受診確認ができない場合は、訪問等の再アプローチを行っており、再アプローチ後の6か月目までに受診される方が増えた結果と考えております。最初の受診勧奨通知の内容を改善することや、再アプローチにおける保健指導内容の更なる改善を図ります。

次に、生活習慣病の早期発見、特定健診受診勧奨事業であります。実施状況は記載のとおりとなっております。

アウトプット指標は「30歳～39歳までの被保険者の39健診の通知率 毎年度100%」、「健診対象者のうち検査情報を提供する者の割合 対前年度0.3ポイント向上」と掲げ、アウトカム指標は「特定健康診査受診率 対前年度0.7ポイント向上」としております。「検査情報を提供する者の割合」では、令和6年度が1.6%であり、前年度より0.3ポイント上昇しました。令和8年度は引き続き医療機関様のご協力をいただきながら、情報提供事業の周知チラシにおいて「みなし健診」と分かりやすい表現を使うことで対象者の関心を高めます。

「特定健康診査受診率」は減少しており、2回の電話勧奨を行いました。年々詐欺電話防止のため架電しても電話にお出になられる対象者が減っており、周知方法の再検討が必要と考えられます。

次に3ページ目、医療費適正化及びこころの健康づくり、受診行動適正化指導事業であります。実施状況は記載のとおりとなっています。

アウトプット指標は、「対象者への指導実施率 毎年度80%以上」と掲げ、アウトカム指標は「重複受診・頻回受診・重複服薬の指導対象者の改善率 毎年度80%以上」、「多剤服薬の指導対象者の改善率 毎年度60%以上」としております。指導対象者の改善率は目標の達成が出来なかったものの、指導実施率及び多剤服薬指導対象者の改善率は目標を達成しました。訪問等を継続し、対象者の事情を確認しながら保健指導を行います。多剤服薬対策では医療機関や薬局・薬剤師様のご協力が大きく、引き続き連携協力を図ってまいります。

次に、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発事業です。実施状況は記載のとおりです。

アウトプット指標は「リーフレット等の周知物の送付回数 年1回以上」とし、石狩市国民健康保険被保険者全世帯に年1回の送付を行いました。必要な方に広く情報を届けるため、二次元コードから厚生労働省などの相談窓口のページにリンクできるようにしており、悩みを抱えている人がそれぞれの悩みに対応した相談機関に早い段階でつながるよう普及に努めてまいります。

最後にジェネリック医薬品普及促進事業であります。実施状況は記載のとおりです。

アウトプット指標は「差額通知書の送付回数 年2回以上」、アウトカム指標は「ジェネリック医薬品普及率 毎年度85%以上」と掲げています。送付回数、普及率ともに目標を達成しております。

これまで行ってきた周知や差額通知の発送、医療機関様や薬局様のご協力がこの結果に繋がったものと考え、これらを継続することで普及率のさらなる維持向上を図ってまいります。

私からは以上でございます。事業の実施やその評価につきまして、委員の皆さまからもご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中川主査）

報告事項の最後になります。「令和8年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

はじめに、被保険者の状況でございます。表は、各年度の平均を記載しておりますが、令和8年度については推計値を記載しております。令和8年度の世帯数は6,275世帯、被保険者数は9,026人を見込んでおります。被保険者の状況は、表のとおり、年々減少している状況となっております。

次に、予算の内容についてご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

令和8年度の歳入予算は、6つの款で構成されており、その合計は59億8,965万3千円で、前年度に比べ7,710万5千円の減となりました。

それでは、歳入の状況について款ごとに説明させていただきます。

1款、国民健康保険税です。当初予算計上額は8億8,679万3千円で、前年度に比べ1,484万9千円の増となりました。先ほど被保険者の状況にてご説明したとおり、被保険者数の減少に伴い減になるところでございますが、令和8年度に子ども・子育て支援納付金为新設されたことに伴い増となっております。

次に2款、道支出金でございます。当初予算計上額は44億6,398万2千円で、前年度に比べ2,058万3千円の減となりました。道支出金の科目構成は、普通交付金と特別交付金からなっており、普通交付金は、前年度とほぼ同額を計上しております。また、特別交付金は市町村の財政状況、その他の特殊要因や事業に応じて交付される補助金で、4つの項目で構成されており、その内訳につきましては記載のとおりとなっております。なお、特別交付金については、被保険者数が1万人を切ったため、交付金の上限額が下がり、交付額が減少することにより減となっております。

次に、3款、財産収入であります。利子及び配当金として61万6千円を計上しております。これは、国保事業会計で保有する基金の利息を収納する科目となっており、令和8年4月現在、基金の現在高は約2億1,840万円で、定期預金にして運用管理を行っております。

続きまして3ページ、4款、繰入金でございます。当初予算計上額は6億909万2千円で、前年度に比べ7,153万7千円の減となっております。

他会計繰入金についてですが、これは一般会計から国保会計への繰入金であり、国民健康保険法で定められている「法定内繰入金」と「法定外繰入金」があります。その中の法定内繰入金において、職員給与費は給与改定により増となるものの、保険税に関連する繰入金の減のほか、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが令和8年度から全面的に導入されることに伴い、出産育児一時金に係る一般会計の繰入金及び当該繰入金に係る地方財政措置が廃止となったため減となっております。一方、国民健康保険事業運営基金繰入金ですが、令和8年度予算編成において、道支出金や法定内繰入金が減額となり、歳入予算に不足が生じたため、国民健康保険事業運営基金から不足分の2,137万7千円を取り崩し、歳入予算に繰り入れをするものでございます。

次に5款、繰越金でございます。当初予算計上額は2,500万円で、前年度と同額を見込んだところでございます。

次に6款、諸収入であります。当初予算計上額は417万円で、前年度と同額となっております。

歳入については以上です。

続きまして4ページ、歳出の状況となります。

令和8年度の歳出予算は、8の款で構成されており、歳出合計も歳入と同様、59億8,965万3千円となり、前年度に比べ7,710万5千円の減となっております。

それでは、歳出の状況について款ごとに説明させていただきます。

はじめに1款、総務費についてですが、当初予算計上額は1億7,560万7千円となり、前年度と比較して504万円の増となりました。総務管理費と徴税费についてですが、これは人事院勧告により職員人件費が増となったことにより増加しております。そのほか徴税费では、子ども・子育て支援金制度が創設されたことによる収納システムの改修や、標準システム導入の連携に伴う委託費が増となっております。収納率向上特別対策事業費につきましては、会計年度任用職員が1減となったため、減となっております。

続きまして5ページ、2款、保険給付費についてです。当初予算計上額は43億4,955万円となり、前年度と比較して70万円の減となりました。保険給付費は、今後も人口減少や被用者保険の適用拡大などに伴い減少傾向ではあるものの、不足が生じないよう前年度と同程度の額を計上しております。なお、保険給付費につきましては、道支出金である保険給付費等交付金のうち普通交付金として交付されることになります。

次に3款、国民健康保険事業費納付金です。令和8年度より創設された子ども・子育て支援納付金分が増となりましたが、当初予算計上額は13億5,087万9千円となり、結果として、前年度と比較して7,908万4千円の減という算定結果となりました。

次に4款、保健事業費であります。当初予算計上額は6,663万9千円で、前年度と比較して312万7千円の減となっております。

減少の要因についてですが、対象者数の減少や実績数に鑑み、委託料等を減額したところでございます。

次に6ページをご覧ください。5款、基金積立金です。

これは、基金の利息を収入した際に、基金積立金として支出するため、歳出予算として計上しております。

次に6款、公債費でございます。

国保事業会計では、道から交付される特別交付金が年度末にまとめて歳入されるため、会計運用の資金に不足が生じることから、毎年金融機関等から運用資金の一時借り入れを行っており、これにより発生する利息となります。

次に7款、諸支出金でございます。当初予算計上額は4,277万6千円で、前年度と比較して60万円の増となりました。諸支出金については、被保険者の異動等に伴い発生する保険税の還付金等と、浜益国保診療所への運営費等にかかる直営診療施設勘定繰出金がありまして、この繰出金については、全額が道支出金の特別交付金により財源措置されており、そのまま国保診療所会計に繰り出ししております。

最後に8款、予備費でございます。当初予算計上額は300万円で、前年度と同額を計上しております。

以上で、令和8年度予算の概要についての説明を終わります。

○築田会長

ただいま説明がありましたが、この件に関しましても、事前に質疑の照会をいたしましたところ、特に質疑はございませんでしたが、先ほどの事務局の説明を受けて何か質疑はございませんでしょうか。質問のある方はお願いいたします。

○立石委員

ちょっと2点ほど教えてほしいんですけど、適正服薬の促進の件なんですけれども、適正服薬をリストアップする方法は、AIか何かでやっていますか。例えばここで、令和6年11月から令和7年2月に処方された薬剤のパターンで、年1回実施して服薬通知書が129件出たというんですけど、僕らの感覚からしたら、これをやり始めたらこんな数では済まなくなると思うので、どういうリストアップで、誰がこの人に対して指導するとか決めているのか、やり方をちょっと教えてほしかったです。

○事務局（堀家主査）

対象者につきましては、前年度のレセプトの情報から抽出し、それを最新のレセプトで確認をしております。がんですとかその他精神疾患で、やむを得なく多剤を服薬しているであろうと思われる方を除外した上での対象者数となっておりますので、先生のおっしゃる通り、多剤服薬していらっしゃる方というところでは、医療機関様の感覚としてはもうちょっといらっしゃるかなと思っております。以上です。

○立石委員

レセプトのデータで引き出しているということですか。

○事務局（堀家主査）

はい。レセプトのデータを見て、6錠以上の者というところで抽出をさせていただいた上で。

○立石委員

抽出する条件はAIか何かで引っ掛けているのですか。

○事務局（堀家主査）

委託によりまして、業者の方でレセプト抽出しております。

○立石委員

委託しているのですね。僕らの肌感覚からしたら、とても少なくてですね、これをやる気があるんだったら、もうちょっと数を出して、この多剤の処方をしていることが、ちょっと恥ずかしいというぐらいの意気込みでやれた方がきっといいのだろうなと思うんです。確かに複数の医療機関になるともっと話が複雑になるはずですし、だから多分事業者の方がやっているのなら、こういう数で仕事してますということにしかないような気がします。

それからもう一点。ずっと前から思っていることなんですけれど、糖尿病腎症の重症化予防事業というのがあって、もうだいぶ前からやっているんですけど、1年ほどこの生活指導をしたから糖尿病性腎症の重症化が抑制できたというデータはどこにあるんですか。もう10年以上やっていますから、少なくともこれを受けた人が受けていない人と比べて、アウトカムが結果としてその腎不全にならないリスクが低かったというデータがあるんですか本当に。つまりですね。ちょっと僕が聞きたいだけなんで、あんまり深刻に考えなくていいんですけど、要はタイトルが糖尿病性腎症の重症化予防となっているのもなんか変じゃないかなと思うんですよね。つまり、僕らのイメージとしては、糖尿病になってコントロールが悪かったら5年で神経症がちょっと出てきて、10年で網膜症が出てきて、15年で腎不全になるという経過なんですよ。その長いスパンをずっと見ているのに、ここで一年間見ていて、糖尿病性腎症の重症化予防事業をしていますと言って、いろいろ予算を使うんだけど、それって本当ですかと思うんですよね、正直なところ。これだったら、糖尿病の生活指導の事業というのであれば話はわかりますが、誰がこの事業を受けて、この受けた人が10年後かなんかに腎不全にならないで済んでいるんだというデータを国は出しているのでしょうか。これで本当に糖尿病の腎症の進行をこの事業が止めていると言えるってことになるのかなというのが漠然としたちょっと思いがあるから、別に答えなくてもいいんですけど、本当かと思っているし、いつもだいたい年にこんな数人しかしていなくて、こんな事業をいつまでやっているのかなと思うのが、なんとなく、今日ここまで、たった今思いついたことで、感じたことですけど、それをみんながやっているから、本当にどこまで真剣に重症化予防の話にこれがつながるのかっていうのが、よくわからないというふうに、なんとなく感じました。以上です。

○築田会長

では、今の立石委員の質問の回答は特に必要ないですか。

○立石委員

何もいらないですけど、みんながそうやって頑張ってるっていうんだったら、もうちょっと何かやり方を考えてもいいかなという気はしますよね。今までの10年間、石狩市で指導を受けた人が、誰も本当に透析に入っていないのかどうか。非常にそういう結果が出ていれば、これからも頑張るというのがあるかもしれないけれど、全然他の集団と結果が変わっていないんだったら、やっていることは生活指導を年間やったというだけです。今はこの2年間くらいで糖尿病性の腎症の考え方は、治療もものすごく大きく変わっているから、だからやり方とかがっていうのは多分腎臓の専門医に言わせたら変わってきている

と思うので、この事業をずっとやっても、まあ単にその栄養士の人が栄養指導していますというレベルと何が違うのかという思いがあるので、何かもしこの後、その重症化が予防できているというデータがあるなら、来年でもいいから教えていただければと、そういうところですかね。

○築田会長

事務局、よろしいですか。

あと、この説明というか、事業の名称を少し分かりやすくするというのはどうですか。

○立石委員

多分変えられないでしょう。それは市で決めたことじゃないから。でも多分ちょっと、タイトルとやっていることとは違いうらうなという感じがしますけど。

○築田会長

では質問がなければ、「令和7年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」と「令和7年度石狩市国民健康保険データヘルス計画の実施状況について」また「令和8年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」の説明と質疑を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではないということで、以上で本日の議事は全て終了しました。そのほか、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（中野課長）

今回の運営協議会の開催でございますが、11月中旬に北海道より仮係数にて示される次年度の国民健康保険事業費納付金と、それに伴い、本市にて必要な国民健康保険税額を算定し、次年度の税率改正の要否を判断することとなります。税率改正審議を、今年度の運営協議会にてお諮りするかについては現時点では未定となっておりますが、改正審議をお諮りする場合、12月またはそれ以降での開催となりますので、ご了承願います。

開催に際しましては、委員の皆さまにご案内をさせて頂きたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○築田会長

ただいま事務局からの説明がありました。確認したいことがありましたらお願いいたします。

○築田会長

それではこれにて令和8年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様大変お疲れ様でした。

閉 会（19：30）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年9月30日

会 長 築 田 敏 彦 ⑩

署名委員 堀 内 秀 和 ⑩

署名委員 立 石 圭 太 ⑩